

平成29年第12回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成29年12月11日(月)午後2:00~2:30

2. 場所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
"	2	谷地村久人
"	3	佐藤 久美子
"	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
"	7	長根 孝衛
"	8	小澤 守昭
"	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第9号 農地の転用の事実に関する照会に対する回答書について

日程第4 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第25号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成 29 年第 12 回 12 月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、9 番 佐藤 光男 君にお願いします。</p>
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 12 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことで、ご異議ございませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員には 2 番 谷地村 久人君並びに 8 番、小澤 守昭君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります但事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に日程第 3、報告第 9 号農地の転用の事実に関する照会に対する回答書について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>3 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 9 号 農地の転用事実に関する照会に対する回答書について報告いたします。</p> <p>今回は、2 件でございます。どちらも同一所有者となっております。</p> <p>5 ページ及び 12 ページの農地の転用事実に関する照会書をご覧ください。本来、農地の地目を変更する場合は、転用許可あるいは非農地証明を受けて、申請者が法務局で手続きを行うわけですが、過去に農業委員会の手続きを踏んだと思われる案件で相当年数が経っている場合については、行政書士や土地家屋調査士の方で直接法務局に地目変更の手続きを行う場合がございます。</p> <p>今回の案件につきまして、土地家屋調査士の方から青森地方法務局八戸支局の方に地目変更の手続きが行われまして、その農地を管轄する新郷村農業委員会に転用の事実があるかないか照会がきたものでございます。</p>

	<p>まずは、転用許可あるいは非農地証明がなされているかどうか、確認を行いました が、村の農業委員会で保存している書類では確認が出来ない状況でございました。</p> <p>次に、11月10日に工藤会長、小坂職務代理、小澤委員の3名で現地調査を行い、 土地の現況が登記申請書のとおり宅地であることを確認し同日、会長名で法務局へ回 答をしております。4ページ及び11ページに回答書の写し、6ページから10ページ まで、一件目の登記申請書の写し、地籍図の写し、現況写真を添付してあります。ま た、13ページから16ページまで、2件目の登記申請書の写し、地籍図の写し、現況 写真を添付してありますので参考に願います。以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただいま説明がありましたが、質疑、意見なにかございませんか。
谷地村 委員	はい、議長。
議 長	2番、谷地村委員。
谷地村 委員	いま、事務局から説明がありましたが、農業委員会で保存している書 類では確認出来ないということですが、法務局から調査、確認がきたこ とに対して、支障は無いのですか。
議 長	事務局、お願いします。
事務局	農業委員会では、法務局から、農地ではないという事に対する確認 がきたものなので、先ほど説明したとおり現地を調査して報告するもの で、支障はないと思われれます。
谷地村 委員	わかりました。
議 長	その他、質疑、意見ございませんか。
	質疑意見なし
議 長	次に、日程第4 議案第24号農地法第3条第1項の規定に基づく農業 委員会の許可についてを議題といたします。 <p>受付番号第38号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説 明を求めます。</p>
事務局	17ページをお開き下さい。 <p>日程第4 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に ついて説明いたします。</p> <p>農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審 議を求めるものです。</p>

	<p>今回は使用貸借が1件、売買が1件、計2件であります。</p> <p>18ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号第38号について説明いたします。</p> <p>受付番号第38号は、農業年金を引き続き受給のための使用貸借権の再設定であり、設定期間は10年間です。申請地箇所は親子間の使用貸借であり、貸し人が引き続き農業者年金受給のため借り人と使用貸借の再設定をするものであります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸し人及び借り人の住所、氏名、経営面積等については、18ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>18ページに議案書の写し、19ページに農地法3条1項の調査書、20ページに許可申請書の写し、21ページに使用貸借契約書の写し、22ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また19ページ農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。なお、この申請は農業者年金を引き続き受給するためのものであるため、利用状況調査は省略させていただきました。</p> <p>以上受付番号第38号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第4 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第39号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>23ページをお開き下さい。</p> <p>それでは受付番号第39号について説明いたします</p> <p>議案第24号、受付番号第39号の申請は売買の許可申請です。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、23ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、23ページに議案書の写し、24ページに農地法3条1項の調査書、25ページに許可申請書の写し、26ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また24ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>

	以上、受付番号第 39 号の説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 6 番、長井委員から報告を求めます。
長井委員	<p>議案第 24 号 受付番号第 39 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地の地目は畑であり、売買後も、畑として利用するということでもあります。</p> <p>申請地は、譲受人の畑の隣であり、利用効率の面から申請されたものです。</p> <p>また、利用状況や経営面積からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただいまの事務局説明および現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 24 号 受付番号第 38 号及び受付番号第 39 号を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。
議 長	<p>次に、日程第 5 議案第 25 号農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第 2 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>27 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 5 議案第 25 号 農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>受付番号 2 号の申請は解除条件付きの 3 条の使用貸借権の設定で、期間は 10 年間です。農地の所在、地目、面積、貸し人及び借り人の住所、氏名、経営面積等については、28 ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>29 ページに農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、30 ページに許可申請書の写し、31 ページに使用貸借契約の写し、32 ページに申請地の位置図、33 ページに確約書の写し、34 ページに営農計画書の写し、35 ページから 36 ページ</p>

	<p>に資格証明書の写し、37 ページから 41 ページまで定款の写しを添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 3 項第 4 号に基づく村長の意見については、42 ページに村長への通知書の写し、43 ページに許可することに異議無しの回答文書の写しを添付しております。</p> <p>なお、聴き取り調査の結果から、32 ページの位置図のとおり今回の申請地には「にんにく」を作付するということです。また、毎年 4 月に提出する農地等の利用状況報告書や、地域農業者との適切な役割分担や役員の常時従事など、29 ページの調査書記載のとおり、農地法 3 条 3 項各号の許可できない項目に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 4 番、高見委員から報告を求めます。</p>
高見委員	<p>議案第 25 号 受付番号第 2 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地の地目は畑であり、使用貸借後も畑として利用し、作付はにんにくと言うことであります。</p> <p>申請地は、貸人の自作地であり、作業効率や利用効率の面から申請されたものです。また、利用状況や営農計画からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明および現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第 5 議案第 25 号農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第 3 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>44 ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号 3 号について説明いたします。</p> <p>受付番号 3 号の申請は解除条件付きの 3 条の使用貸借権の設定で、期間は 5 年間です。農地の所在、地目、面積、貸し人及び借り人の住所、氏名、経営面積等については、44 ページ議案書記載のとおりです。</p>

	<p>45 ページに農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、46 ページに許可申請書の写し、47 ページに使用貸借契約の写し、48 ページに申請地の位置図、49 ページに確約書の写し、50 ページに営農計画書の写し、51 ページから 52 ページに資格証明書の写し、53 ページから 59 ページまで定款の写しを添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 3 項第 4 号に基づく村長の意見については、60 ページに村長への通知書の写し、61 ページに許可することに異議無しの回答文書の写しを添付しております。</p> <p>また、毎年 4 月に提出する農地等の利用状況報告書や、地域農業者との適切な役割分担や役員の常時従事など、45 ページの調査書記載のとおり、農地法 3 条 3 項各号の許可できない項目に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 4 番、高見委員から報告を求めます。</p>
高見委員	<p>議案第 25 号 受付番号第 3 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地の地目は田ですが、使用貸借後は、畑として利用し、作付は、にんにくと言うことであります。</p> <p>申請地は、借り人の役員の居宅の近くであり、作業効率や利用効率の面から申請されたものです。また、利用状況や営農計画からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明および現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 25 号 受付番号第 2 号及び受付番号第 3 号を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 25 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成 29 年第 12 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

議 長

署名者

署名者